

(4) その他

- ① 広告には、広告スペース内の右上に縦5mm×横10mm以上の大きさによる「広告」の表示と、広告主の名称を記載してください。
- ② 広告の原稿は電子データによる完全原稿としてください。また、広告の原稿作成等にかかる経費は広告主の負担になります。（広告の原稿を広告媒体に印刷する経費のみ県で負担します）
- ③ 掲載しようとする広告は、その内容について事前に県の承諾を受けなければ表示することができません。また、県から内容について修正等の指示があればそれに従っていただきます。

3. 募集期間および申込方法

募集期間	令和8年4月28日（火）から追加募集を開始します。 先着順で受付し、広告主を決定次第、募集を締め切ります。
申込方法	滋賀県労働広報紙「滋賀労働」広告掲載申込書、広告原稿打ち出し見本、会社の概要がわかる資料（パンフレット、定款等。ホームページで閲覧できる場合は省略できます）を下記の申込先まで持参、郵送または電子メールで提出してください。
申込先	滋賀県 商工労働部 労働雇用政策課 労政福祉係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 県庁東館4階 E-mail fe0001@pref.shiga.lg.jp
申込書等の配布場所	上記申込先で配布の他、県のホームページにおいて掲示しています。

4. 広告掲載の可否の決定

- (1) 応募資格等について、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県労働広報紙広告掲載要領、滋賀県労働広報紙広告掲載基準およびこの募集要項に基づき審査します。
- (2) 広告掲載に適すると認められる申し込みが同時に複数者からあった場合は、次の優先順位により決定します。
 - ① 公共性が高く、勤労者福祉に資するもの
 - ② 公共性が高く、県民の福祉の向上に資するもの
 - ③ 県内に主たる事業所を有するもの
 - ④ 県内に営業所、店舗等を有するもの
- (3) 上記（2）によっても決まらない場合は抽選により決定します。
 - ・ 抽選の日時、場所については別途対象者に連絡します。
 - ・ くじは原則として申込者が引くこととしますが、当日欠席者がいる場合は県の職員が代行でくじを引くこととします。

5. 申込者への通知

広告掲載の可否については、申込者に通知します。

6. その他

広告掲載の取扱いについては、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県労働広報紙広告

掲載要領、滋賀県労働広報紙広告掲載基準および令和8年度滋賀県労働広報紙「滋賀労働」広告募集要項（追加募集）を遵守してください。

7. お問い合わせ先

滋賀県 商工労働部 労働雇用政策課 労政福祉係

電話 077-528-3751 FAX 077-528-4873

E-mail fe0001@pref.shiga.lg.jp

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号